

日労安衛コ讲義 牡2回 勉強研修会(平成19年度) 2007/02/10
中平浩人 講師



第10次労働災害防止5か年計画

平成15~19年

計画の目標	基本方針
1.死亡災害撲滅・減少の堅持 年間1500人以下	1.死亡災害の撲滅 建設業
2.労働災害総数 2割減少	2.中小企業での安全衛生の確保
3.重篤職業性疾病の減少 じん肺、職業がん等	3.心身の負担に対応した労働衛生対策の推進 過重労働 心理的負担
4.過重労働・職場ストレスによる作業関連疾患の着実な減少	4.リスクを低減させる安全衛生管理手法の展開 自立性 マネジメントシステム
	5.就業形態の多様化、雇用流動化等への対応

主要国の人当たり労働時間(年、時間)

オランダ	1354.0
フランス	1431.0
ドイツ	1445.5
イギリス	1673.0
アメリカ	1792.0
日本	1846
韓国	2390.4

(ILO, 2003)
(H15)

work sharing
→ 90% (-10%)

労働時間
=極化

20日

週50時間(月残業45時間)以上働く労働者の割合(%)			
日本	28.1	ポルトガル	5.3
ニュージーランド	21.3	ドイツ	5.3
アメリカ	20.0	デンマーク	5.1
オーストラリア	20.0	フィンランド	4.5
イギリス	15.5	イタリア	4.2
アイルランド	6.2	ベルギー	3.8
ギリシャ	6.2	オーストリア	2.7
スペイン	5.8	スウェーデン	1.9
フランス	5.7	オランダ	1.4

(ILO, 2000)

「過労死」の社会問題化

国の基本方針=発症直前の勤務状態重視

昭和36年 初めて国の意思決定
=直前の「異常な出来事」

昭和62年 「発症前1週間」

平成7年 「発症1週間以前」における過重業務



裁判 多発

「過労死」 = 社会用語
過重負荷 = 昭和62年改訂より

「過労」のヒトへの健康影響の医学的認識

一般的な日常業務などによるストレス反応は一時的
休憩・休息、睡眠、他の適切な対処にて解消しうる

「過労」のみで人が死亡するかは、
医学的意見の一致なし

病理学: 標的臓器なし 特徴的形態変化なし
業務以外の要因

循環器: 心血管系への影響は証明済み

2000年 最高裁判決
2件



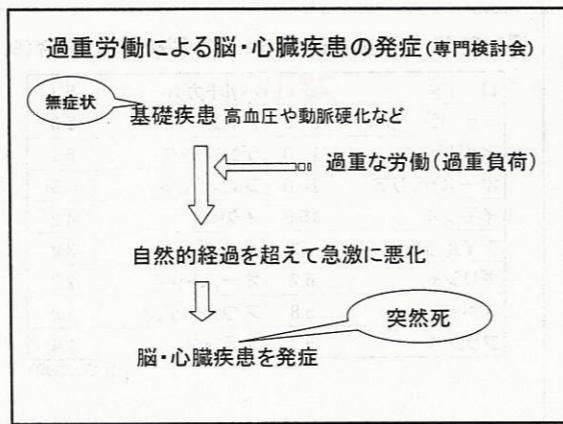
2000年7月17日 最高裁法廷	
【判例2】54歳男性	S48より 大手保険会社の支店長付運転者
S58.1~ 精神的緊張 不規則業務 長い拘束時間	出勤後気分悪くなり、病院へ搬送
6	くも膜下出血
労災補償給付の申請	発症前1週間に過重業務認めず 不支給処分
処分の取り消し請求	一審 労災補償不支給の取り消し 二審 運転者の請求棄却

2000年7月17日 最高裁法廷	
【判例3】51歳男性 大型観光バス運転手	S59 高血圧症
S62 多発性脳梗塞 勤務の軽減措置	S63 バス運転中急に左手にしびれ 気分が悪くなる
6	高血圧性脳出血 左半身麻痺
労災補償給付の申請	冬場に3回の泊りがけの超過業務
発症1月前にも長時間労働	業務の起因性を久くとして不支給処分
処分の取り消し請求	一審 労災補償不支給の取り消し 二審 労災補償不支給の取り消し

表5. 睡眠時間と脳・心臓疾患の発症					
睡眠時間	疾病	結果	有り性	年	
7時間未満	高血圧症	ハザード比 0.87	なし	1999	
6時間以下	虚血性心疾患を含めた全死亡	死亡率高い	あり	1983	
6時間未満	狭心症・心筋梗塞	有病率高い	あり	1982	
心筋梗塞発症 前10年間	心筋梗塞	オッズ比 3.2	あり	1995	
6時間未満					
5時間以下	脳・心事故	発生率 1.8倍(対6~8時間)	あり	1993	
4時間以下	冠動脈性心疾患	死亡率 2.08倍(対6~8時間)	あり	1979	
3~4時間	血圧・心拍数	有意に上昇	あり	1992	

表6. 職業性リスク要因が作用する期間					
期間	疾病	項目	方法	有り性	年
1ヶ月間	心筋梗塞	労働時間	症例対照	あり	1998
1ヶ月間	不整脈	ストレス	患者調査	あり	1997
1~2ヶ月間	心筋梗塞	労働状況	症例対照	あり	1992
3ヶ月間	循環器疾患	負荷・疲労	面接調査		1993
3~6ヶ月間	脳卒中	ストレス	患者調査		1987
6ヶ月間	急性心筋梗塞	勤務状況	症例対照	なし	1993
52週間	脳卒中	ライイベント	症例対照	あり	1990
24ヶ月間	心筋梗塞	ライイベント	患者調査		1974
1年間	虚血性心疾患	ストレス	患者調査	あり	1993

新しい「過重労働」の考え方	
1. 長時間の労働時間 + 業務の内容	態様による影響
2. 比較的の長期間まで遡り、業務の状況を判断	
3. 基礎疾患有する者 = 平均的労働者	
2000.11 最高裁判決にて見直し迫られ、専門検討会 2001.11 認定基準改定 2002.2 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」	



労働時間-睡眠時間-脳・心臓疾患					
生活時間配分と脳・心臓疾患の増加(週5日労働)					
日本人労働者の平均的生活時間(総務省、NHK)					
拘束時間(星休み) 通勤 食事・風呂・団欒・余暇 等 基本労働時間					
1時間 1時間 4時間 8時間					
14時間					
余り24時間-14時間=10時間					
睡眠時間 1日残業時間 月間残業時間(約)					
5 6 7 8 5 4 3 2 100 80 60 45					

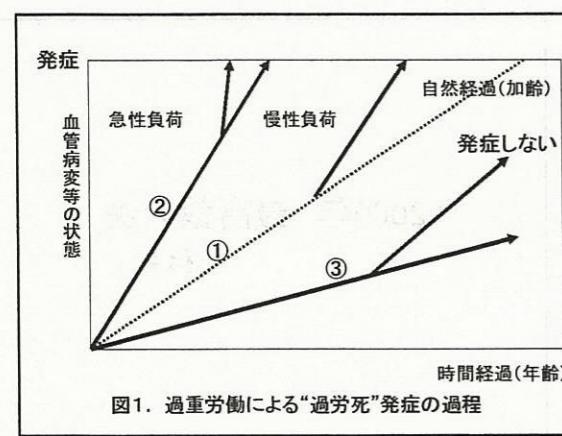
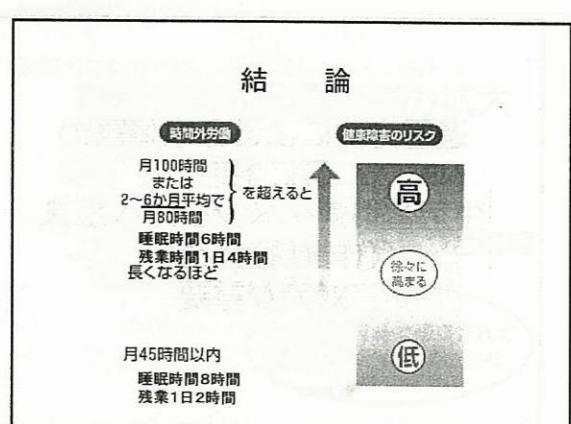


表4. 残業時間と脳・心臓疾患の発症					
月平均 残業時間	疾病等	デザイン	結果	有り性	報告者
40~50時間 以上	一般労働者	アンケート 調査	疲れ 集中力低下 体調不良	なし	建設労働者調査 1983
50時間 以上	高血圧症	症例対照 研究	新規高血圧発症 新規降圧剤服用(オッズ比 3.2倍)	あり	上地鉄之 ら1994
60時間 以上	高血圧症	症例対照 研究	血圧上昇あり	あり	Hayashi 1996
75時間 以上	一般労働者	アンケート 調査	活力低下 睡眠不足 疲労蓄積	なし	建設労働者調査 1983
95時間	血圧上昇	追跡調査	月43時間残業に比べ 血圧上昇 睡眠時間少	あり	Hayashi 1996
100時間 以上	タクシー運転手	アンケート 調査	睡眠不足の訴え50%以上	なし	細川江 1995
150時間 以上	一般労働者	アンケート 調査	配偶者の異常	なし	建設労働者調査 1983

過重労働による健康障害防止のための総合対策

- 労働時間対策 H14.2.12
- 年次有給休暇の取得促進
- 健康管理の徹底
 - 一般健康診断の充実
 - 自発的健康診断(深夜業) H12~
 - 二次健康診断等給付(労災保険) H13~
 - 健康診断実施後の措置の徹底
 - 有所見者への医師等からの意見聴取
 - 必要に応じ、就業措置・保健指導等
- 健康増進の推進
 - Total Health Promotion Plan(健康測定)
 - メンタルヘルス 職場喫煙対策

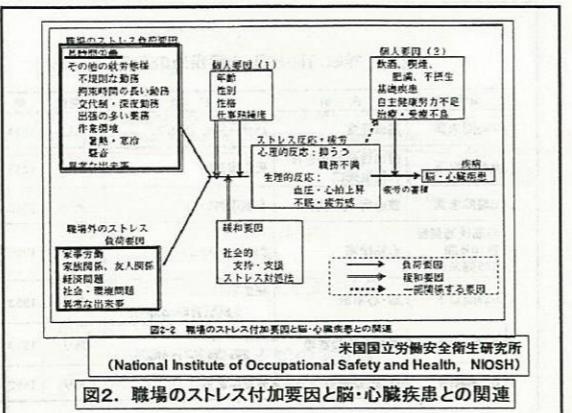
「過重労働による健康障害防止のための総合対策」

月100時間を超える時間外労働をした労働者
又は
2~6ヶ月間に月平均80時間を超える時間外労働をした労働者
ハイリスクグループ

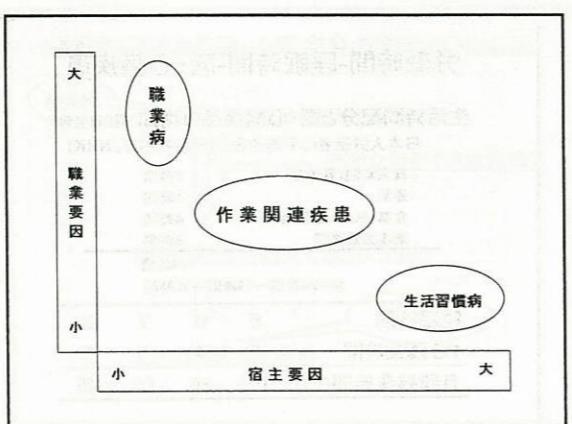
事業者は、産業医等の面接による保健指導
産業医等が必要と認める場合には健康診断
結果に基づき必要な事後措置を行うこと

問題点

- 労働時間に関する医学的根拠のみ検討
エビデンスのレベル弱い
 - 多重リスク要因による相対リスク
⇒ 6~76倍
 - 脳・心臓疾患のリスク要因として職場以外のリスク要因を考慮する必要
- (相加的効果
相乗効果も
あります
10年で10倍
され76倍となる)*

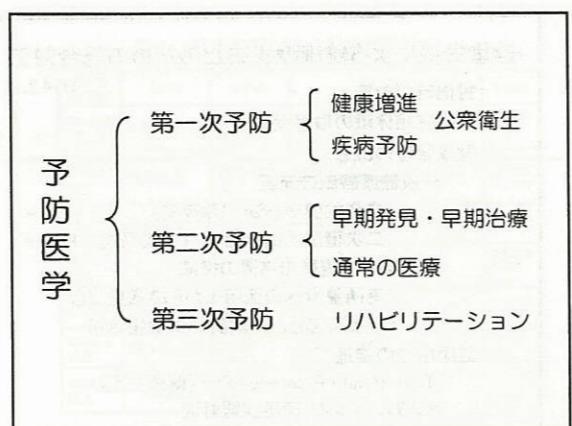


過重労働による健康障害の
裏に潜む
生活習慣病・メンタルヘルス
(作業関連疾患)
対策が重要

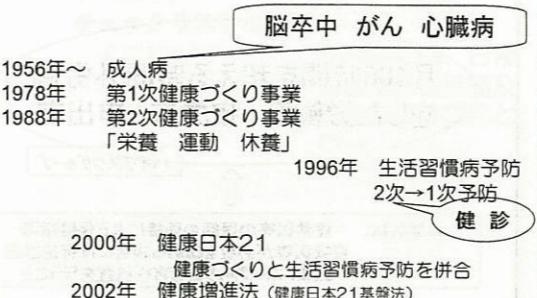


対象疾患(作業関連疾患の一部)

- ①脳・心血管疾患
脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(突然死)、解離性大動脈瘤、前駆疾患(高血圧症、動脈硬化症)
- ②心理的負荷による精神障害等
うつ病等、関連自殺



健康づくりと生活習慣病予防



安衛法における事業者の責務

第3条

安衛法で定める労働災害の防止のための最低基準を守ること

さらに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない

健康管理義務

安全(健康)配慮義務の発生

労働契約上の付随義務
使用者には、労働者の健康状態を把握し、予見可能な健康障害の発生を回避する義務

判例(1975年~)
労働契約上の義務に対する債務不履行(民法415条)を根拠

安全(健康)配慮義務の拡大

判例
過重労働による障害
メンタルヘルスに関する気づき情報
復職時の医療情報

安衛法施行時に想定されていない社会や科学の変化

企業の社会的責任

利潤追求のみニ株主だけを意識×
多くの利害関係者の期待に応える企業運営

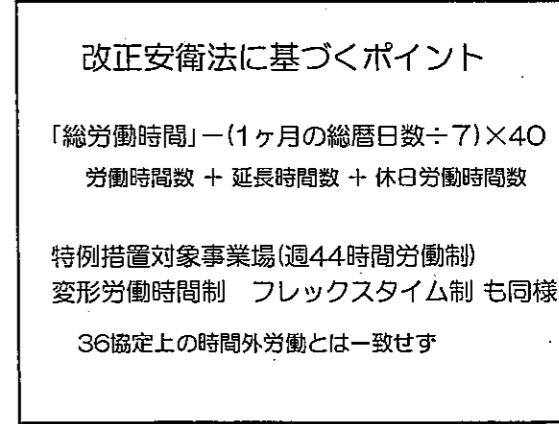
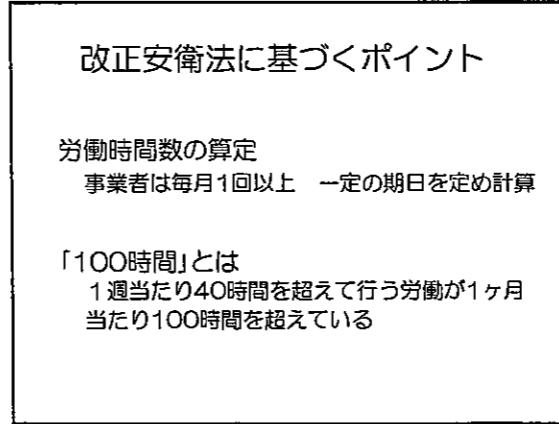
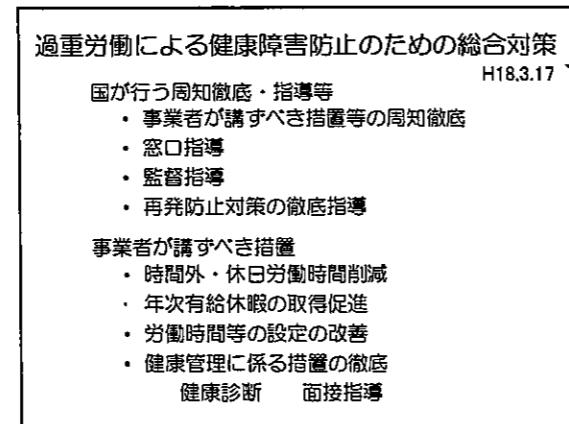
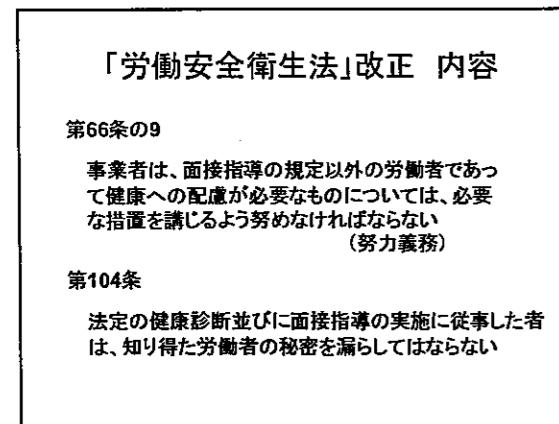
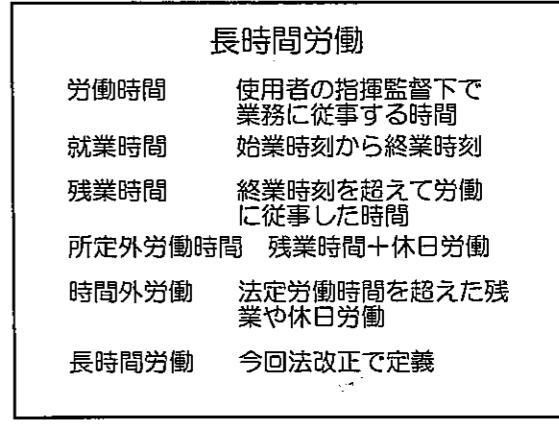
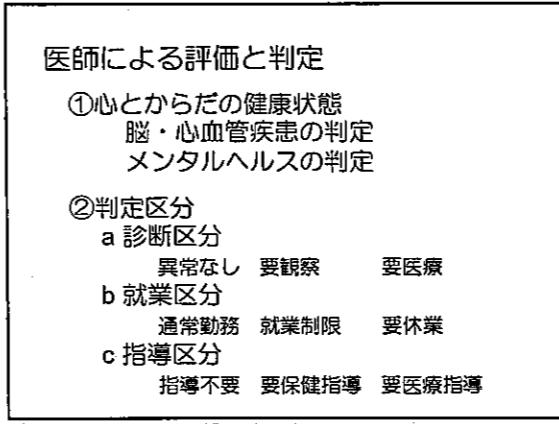
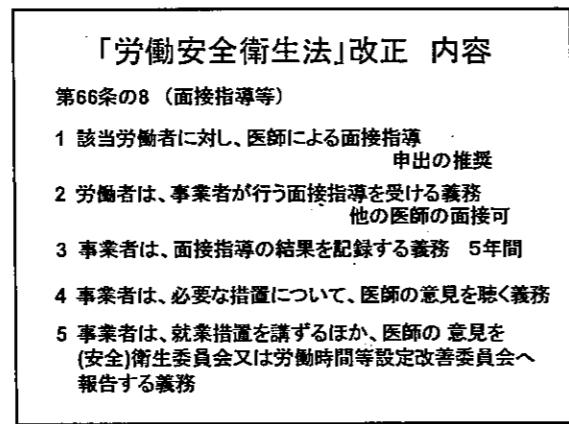
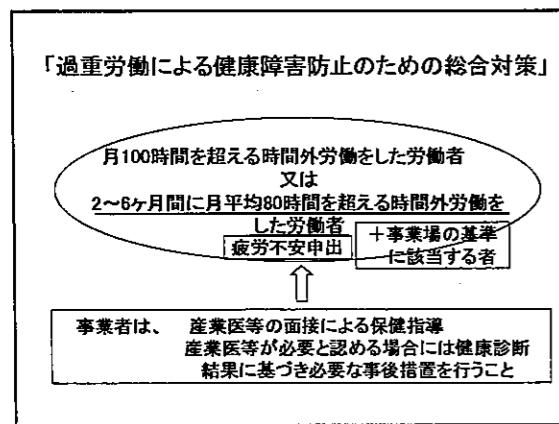
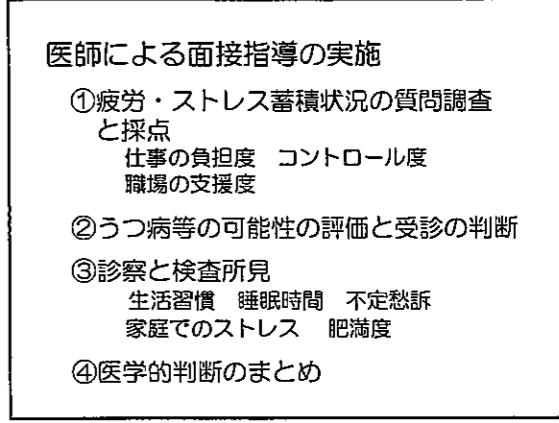
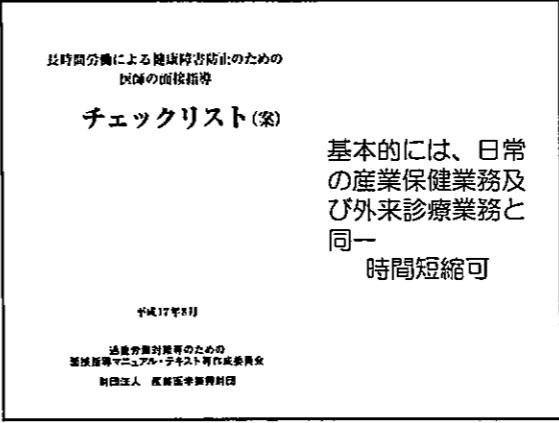
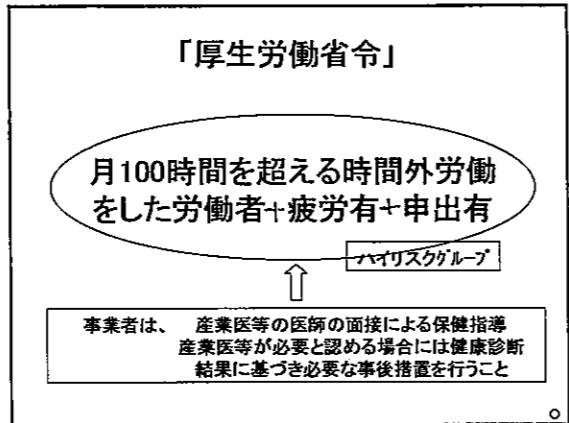
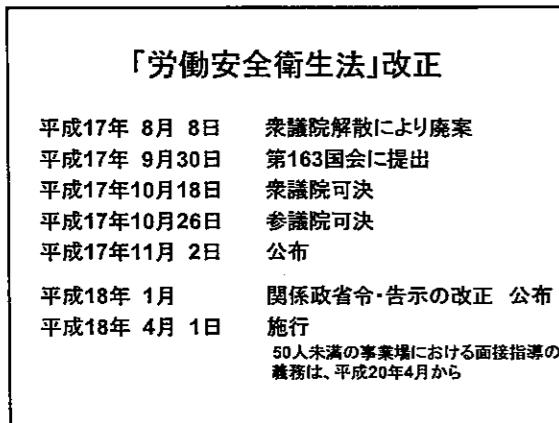
従業員の労働衛生はCSRの重要な要素

保障の負担 莫大
社会的評価

安衛法一部改正の必要性

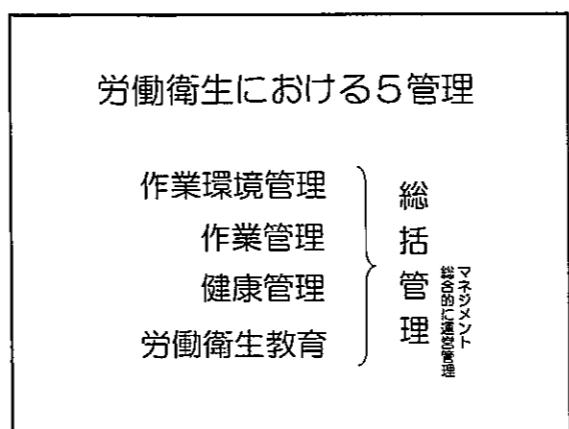
通達による総合対策(努力義務)では不十分
総合対策実施率 62%
非実施の理由 実態不明
面会困難
事業者が非積極的

総合対策の効果 变化有86%



改正安衛法に基づくポイント	
裁量労働制も対象となる場合がある 事業者は、労働者の労働時間を把握すべし (平成15年厚生労働省告示第353号)	
労働時間の把握方法 堀江資料 プロフェッショナルコース タイムカード 業務日報で労働者本人が確認 給与明細などに総労働時間を記入	

改正安衛法に基づくポイント	
「疲労の蓄積」の解釈 他者には認知しにくい自覚症状が多い 面接指導の申出 = 疲労の蓄積が認められる者	
管理監督者の扱い 面接指導実施の要件を満たしていると判断 面接の申し込みがあった場合には、面接指導を実施	



産業衛生の位階制				
総括管理	作業管理	作業環境管理	健康管理	教育
法遵守管理	筋負担軽減 巡視 労働時間 MSDS	ハザードとリスク 作業環境測定結果の 理解と評価 選択 保護具	疾病管理：主治医 への対応 復帰診断 健康診断・事後措置 面接	疾患確認 セカンドオピニオン
配慮義務予防	生物学的モニタリング の評価 人間工学	作業習慣の改善 作業環境の改善・総括 保健指導	疾病予防 健康測定 生活指導	有効性に対する指導
社会的責任発展	人に優しい 作業	MSDS PRTR	リスク・コミュニケーション 標準対策 個人情報保護	THP活動 に必要な 教育

山田誠二, 2006 の図を改変

改正安衛法に基づくポイント	
面接の申出 労働者からの申出は「遅滞なく」行う 事業者は「遅滞なく」面接指導を実施すべし 「遅滞なく」 = おおむね1ヶ月以内(行政解釈)	
申出の方法 書面や電子メール 事業者は記録を残す 書面は任意	

改正安衛法に基づくポイント	
労働者は事業者が行う面接指導を受ける義務 労働者が希望しない場合、他の医師の面接指導を受け、その結果を証明する書面を提出	
措置の実施 衛生委員会などの報告では、情報を集約・加工した資料 プライバシーに適正な配慮が重要 事業者が労働者に対して不利益な取扱をすることがあってはならない	

面接指導の導入
「労働時間」を手がかりに、総合判断にて、過重労働による健康障害の一次予防
法改正による「医師による面接指導の導入」は、その一部

事業者による実施宣言
各産業保健活動の実施、従業員の意識付け、効果等において、最大のきっかけ

面接指導に要した費用	
法定義務であり、当然事業者が負担すべき 労働者の希望による事業者が指定した以外の医師による面接指導の場合、負担義務なし。ただし、負担が望ましい	
面接指導に要した時間に係る賃金 労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件 ⇒ 事業者払いが望ましい (行政解釈)	

事業者に求められる責任	
Compliance 法的項目の遵守 労働基準法 労働安全衛生法 健康管理義務	
Customer satisfaction 顧客満足 安全配慮義務 従業員の安全・衛生のため 労働者ニ利益を生み出す最大の“顧客”	
Corporate social responsibility CSR 企業の社会的責任 法遵守 + 配慮義務 の拡大	

